

**令和 7 年 8 月臨時会・会議録**  
**令和 7 年 8 月 21 日（木） 午前 10 時 00 分 開議**

◎出席議員（10 名）

【尾花沢市選出議員】

3 番	高橋 隆雄 君	4 番	菅藤 昌己 君	5 番	鈴木由美子 君
6 番	星川 薫 君	7 番	青野 隆一 君		

【大石田町選出議員】

1 番	大野 達也 君	2 番	川崎 義治 君	8 番	村形 昌一 君
9 番	小玉 勇 君	10 番	芳賀 清 君		

◎欠席議員（0 名）

◎地方自治法第 121 条の規定による説明のための出席者

管理者	結城 裕 君
副管理者	庄司 中 君
会計管理者	吉野 真広 君
幹事 市環境エネルギー課長	間宮 明 君
幹事 町まちづくり推進課長	大山 和彦 君
幹事 町建設課長	大沼 進悟 君
事務局長	三宅 良文 君
管理課長	小野 昭弘 君
上下水道課長	森 雅之 君
環境衛生課長	八鍬 忠史 君

◎議長（村形昌一議員）

皆さん、おはようございます。これより、令和7年8月臨時会を開会いたします。出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議は、タブレットに掲載しております議事日程第1号によって進めます。

まず、議事日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席については、ただ今ご着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番 菅藤昌己議員、5番 鈴木由美子議員、6番 星川 薫議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、芳賀清議員。

◎議会運営委員長（青野隆一議員）

皆さん、おはようございます。議会運営委員会の審議の結果についてご報告を申し上げます。令和7年8月6日に招集告示になりました、今臨時会に係る議会運営委員会を本日、8月21日午前9時より環境衛生事業組合会議室において開催しました。当局から事務局長、管理課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取し、さらに議会内部機構の構成に係る議長、副議長の選挙、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任並びに委員長、副委員長の互選に要する時間等を十分に考慮し、会期及び議事日程について慎重に審議を行った

ところです。その結果、今臨時会の会期については皆様方のタブレットに掲載しております会期・議事日程表のとおり、本日1日とすることに、意見の一致を見た次第です。何とぞ、本委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。以上です。

◎議長（村形昌一議員）

お諮りいたします。今臨時会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日とすることに決しました。

次に、日程第4、諸般の報告であります。この際、事務局長をして、報告いたさせます。

事務局長。

◎事務局長（三宅良文君）

命によりまして、ご報告申し上げます。諸般の報告に関する資料につきましては、タブレットのR7.8.21、8月臨時会フォルダに掲載してありますので、お開き願います。監査委員より議長あてに、令和7年3月から7月までに実施いたしました、例月出納検査の結果につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。その写しを掲載しておりますので、ご参照願います。

次に、令和7年4月15日付けで、管理者から議長あてに、令和6年度各会計の繰越計算書について、地方自治法

施行令第 146 条第 2 項及び地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、報告がありました。その写しを掲載しておりますので、ご参照願います。

次に、令和 7 年 4 月 1 日から本日までの組合議会関係の事務処理報告書を掲載しておりますので、併せてご参照願います。以上で報告を終わらせていただきます。

◎議長（村形昌一議員）

以上で、諸般の報告を終わります。

この際申し上げます。私、都合により辞職届を提出しております。皆様には、任期期間中大変お世話になりました。この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。ありがとうございました。自席に戻ります。

◎事務局長（三宅良文君）

現在、議長、副議長ともに欠けておりますので、地方自治法第 107 条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。本日の出席議員中、年長の議員は、芳賀 清議員でありますので、ご紹介申し上げます。芳賀 清議員、臨時議長席にご着席お願いいたします。

◎臨時議長（芳賀 清議員）

地方自治法第 107 条の規定により、暫時の間、議長の職務を行います。

それでは、日程第 5、議長辞職の件を議題といたします。この際、村形昌一議員は、地方自治法第 117 条の規程により除斥されますので退席を求めます。

◎臨時議長（芳賀 清議員）

村形昌一議員から、議長の辞職願が提出されております。まず、その辞職願

を事務局長より朗読いたさせます。事務局長。

◎事務局長（三宅良文君）

命によりまして、朗読させていただきます。辞職願。私儀、今般、都合により、令和 7 年 8 月 21 日付けをもって議長を辞職いたしたいので、許可されるようお願い出ます。令和 7 年 8 月 4 日、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会副議長、星川 薫殿。尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会議長、村形昌一。以上でございます。

◎臨時議長（芳賀 清議員）

お諮りします。ただ今、事務局長が朗読いたしたとおり、村形昌一議員の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎臨時議長（芳賀 清議員）

ご異議なしと認めます。よって、村形昌一議員の議長の辞職を許可することに決しました。村形昌一議員の復席を求めます。

◎臨時議長（芳賀 清議員）

ただ今、議長が欠けました。お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎臨時議長（芳賀 清議員）

ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。なお、日程の追加により、以下順次、日程が繰り下がりますので、ご了承願います。

これより、日程第 6、議長の選挙を行

います。お諮りします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎臨時議長（芳賀 清議員）

ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法については、指名推選により行うことに決しました。お諮りします。指名の方法については、臨時議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎臨時議長（芳賀 清議員）

ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。それでは、指名いたします。議長に星川 薫議員を指名いたします。

ただ今、指名いたしました星川 薫議員を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎臨時議長（芳賀 清議員）

ご異議なしと認めます。よって、議長に星川 薫議員が当選されました。

ただ今、当選されました星川 薫議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

それでは、議長に当選されました星川 薫議員より、就任のご挨拶をお願いいたします。

◎議長（星川 薫議員）

この度、議長に就任することになりました、尾花沢市議会議員の星川 薫

です。議員になり8年目になるところであります。円滑な議会運営を目指すとともに、ごみ処理施設建設において、市民町民に適切な説明をしていかなければならないと考えております。最後になりますが、議員各位のご協力をお願いし、就任の挨拶といたします。

◎臨時議長（芳賀 清議員）

それでは、議長を交代いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

◎議長（星川 薫議員）

次に、日程第7、副議長の選挙を行います。お諮りします。副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法については、指名推選により行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。それでは、指名いたします。副議長に村形昌一議員を指名いたします。

ただ今、指名いたしました村形昌一議員を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、副議長に村形昌一議員が当選されました。ただ今、当選されました村形村形昌一議員が、議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

それでは、副議長に当選されました村形昌一議員より就任のご挨拶をお願いいたします。

◎副議長（村形昌一議員）

議長を助け、充実した議会となるよう務めます。よろしくお願いいたします。

◎議長（星川 薫議員）

次に、日程第8、議席の指定を行います。議席の指定は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において指定いたします。議員各位の氏名及び議席番号を、事務局長に朗読いたさせます。事務局長。

◎事務局長（三宅良文君）

命によりまして、議席の指定について申し上げます。1番 大野達也議員、2番 川崎義治議員、3番 高橋隆雄議員、4番 菅藤昌己議員、5番 鈴木由美子議員、6番 星川 薫議員、7番 青野隆一議員、8番 村形昌一議員、9番 小玉 勇議員、10番 芳賀 清議員、以上でございます。

◎議長（星川 薫議員）

ただ今の、事務局長朗読のとおり、議席を指定いたします。

次に、日程第9、常任委員会委員の選任を行います。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思っております。これに、ご異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。この際、事務局長をして委員会名と所属議員の氏名を朗読いたさせます。事務局長。

◎事務局長（三宅良文君）

命によりまして、常任委員会名と所属議員の氏名を申し上げます。尾花沢市選出議員のみ申し上げます。水道常任委員会委員に、3番 高橋隆雄議員、6番 星川 薫議員、7番 青野隆一議員、衛生常任委員会委員に、4番 菅藤昌己議員、5番 鈴木由美子議員。以上でございます。

◎議長（星川 薫議員）

お諮りします。ただ今の事務局長朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、各常任委員会委員に選任することに決しました。

次に、日程第10、議会運営委員会委員の選任を行ないます。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。3番 高橋隆

雄議員、5番、鈴木由美子議員、以上2名を指名いたしたいと思えます。

お諮りします。ただ今、議長において指名いたしました議員を、議会運営委員会委員に選任することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました2名を、議会運営委員会委員に選任することに決しました。ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

◎議長（星川 薫議員）

再開いたします。各常任委員会及び議会運営委員会が開かれ、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果をご報告します。水道常任副委員長に青野隆一議員、衛生常任委員長に鈴木由美子議員。以上のとおり互選されました。

次に、議会運営委員会について申し上げます。委員長に鈴木由美子議員、副委員長に川崎義治議員。以上のとおり互選されました。以上で報告を終わります。

次に、議案の上程を行います。日程第11、議第11号、令和7年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計補正予算（第1号）、日程第12、議第12号、令和7年度尾花沢市大石田町環境衛生

事業組合水道事業会計補正予算（第1号）、以上の2案件を上程いたします。この際、管理者より提案理由の説明を求めます。管理者。

◎管理者（結城 裕君）

今臨時会に提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

まず、議第11号、令和7年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計補正予算（第1号）」についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ129万円を減額し、予算の総額を8億7,505万6千円とするものです。歳出については、火葬場費の需用費並びに塵芥処理費の需用費、工事請負費及び備品購入費を補正するものです。内訳は、備品や施設の修繕工事費を増額し、ごみ収集車両の購入に係る請差を減額するものです。歳入については、市町分担金特定分を減額し、繰越金により予算を調製するものです。

次に、議第12号、令和7年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。予算第3条に定めた支出の予定額に272万2千円を追加し、水道事業費用の支出の予定額を、4億4,535万円とするものです。作動不良や、市道改良に伴う消火栓の交換移設工事を行うため、工事請負費の追加をお願いするものです。財源は当年度の純利益を充当いたします。

以上2案件が今臨時会に提案いたしました議案になります。慎重なる審議の上、原案のとおりのご可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説

明といたします。

◎議長（星川 薫議員）

次に、議案の審議を行います。この際、お諮りいたします。日程第 13、議第 11 号、令和 7 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計補正予算（第 1 号）、日程第 14、議第 12 号、令和 7 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上の 2 案件の審議については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、2 案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。それでは、日程第 13、議第 11 号、令和 7 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計補正予算（第 1 号）、を議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。4 番。

◎4 番（菅藤昌己君）

2 点ほど教えていただきたいんですけども、1 点目ですけども、7 ページの備品購入費、6,019,000 円ですけども、中身についてお伺いするとともに、あと、工事請負費で、これ水道事業会計かな。まずその点お願いします。

◎議長（星川 薫議員）

事務局長。

◎事務局長（三宅良文君）

7 ページの備品購入費でございますけれども、こちらにつきましては、ごみの運搬車両、2 台ですけども、こちら

を購入しまして、その請差分で 6,019,000 円、減額させていただいております。

◎議長（星川 薫議員）

他にございませんか。質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第 11 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

異議なしと認めます。よって、議第 11 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 14、議第 12 号、令和 7 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。4 番。

◎4 番（菅藤昌己君）

水道事業会計の市道荒楯線改良に伴う移設ですけれども、これは消火栓の移設になるわけですけども、これに関わる支出はあるんですけど、歳入はどこで見ていくか教えていただきたいんですけども。

◎議長（星川 薫議員）

事務局長。

◎事務局長（三宅良文君）

歳入につきましては、議案書の 10 ページお願いいたします。こちらのほうの 4 段載っておりますけれども、上から 3 段目の水道事業補正予算明細書にありますように、収入でございますけれども、他会計の負担金といたしまし

て 2,862,000 円、こちらのほうが依頼を受けてしますので、市のほうから、こちらが入ってくるような形となっております。以上でございます。

◎議長（星川 薫議員）

4 番。

◎4 番（菅藤昌己君）

了解しました。支出よりも収入のほうが多いような感じがしますが、どういことでしょうか。

◎議長（星川 薫議員）

事務局長。

◎事務局長（三宅良文君）

収入と支出につきまして、14 万円ほど差があるかと思えます。こちらにつきましては、事務費ですとか、水道事業のほうの収益分となります。以上でございます。

◎議長（星川 薫議員）

他にございませんか。質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第 12 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 12 号は原案のとおり決しました。

以上で、今臨時会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。慎重なご審議、誠にありがとうございました。この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。管理者。

◎管理者（結城 裕君）

慎重なる審議の上、全議案ご可決いただきまして、本当にありがとうございます。まだまだ暑い日続きますので、お身体ご留意しながら、市町のご支援よろしくお願いを申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。

◎議長（星川 薫議員）

これをもちまして、令和 7 年 8 月臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 41 分